

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

- (1) 奈良県公の施設指定管理者選定審査会を設置し、公の施設のうち規則で定めるものの指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させることとした。
- (2) NARA万葉世界賞選考委員会を設置し、NARA万葉世界賞の選考に関する事項についての審議に関する事務を担当させることとした。
- (3) 奈良県トレーニングセンター構想検討委員会を設置し、奈良県トレーニングセンター構想に関する重要事項についての調査審議に関する事務を担当させることとした。
- (4) なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟指定管理者選定審査会を設置し、なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟の指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させることとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例

1 特別会計の名称の変更等

母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、父子家庭の父に対し、経済的自立の助成等を図るため、父子福祉資金を貸し付けることとし、奈良県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の名称を奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計に変更することとした。

2 施行期日等

- (1) 平成二十六年十月一日から施行することとした。

- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税関係

公益法人等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の県民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとした。

2 法人県民税関係

- (1) マンション敷地売却組合について収益事業課税とする措置を講ずることとした。

- (2) 国税である地方法人税が創設されることに伴い、法人税割の現行税率を引き下げることとした。

3 法人事業税関係

国税である地方法人特別税の税率が引き下げられることに伴い、法人事業税の税率を引き上げることとした。

4 自動車税関係

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。

(1) 環境負荷の小さい自動車

平成二十六年及び平成二十七年に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

ア 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及び平成二十一年排出ガス保安基準に適合する軽油自動車（乗用車に限る。）について、税率の概ね百分の七十五を軽減することとした。

- イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの（アの適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね百分の五十を軽減することとした。
- (2) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成二十七年以後に限る。）に税率の概ね百分の十五（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講ずることとした。

ア ガソリン自動車又はLPG自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

イ 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成十七年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日等

(1) 次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

4 及び 6 の(2)の一部 公布の日

2 の(2)、3、6 の(2)の一部及び 6 の(3) 平成二十六年十月一日

1 及び 6 の(2)の一部 平成二十七年一月一日

5 平成二十八年四月一日

2 の(1) 規則で定める日

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

(3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇県税事務所等設置条例等の一部を改正する条例

1 県税事務所等設置条例の一部改正

奈良県高田県税事務所、奈良県桜井県税事務所及び奈良県吉野県税事務所を統合するため、統合後の県税事務所の名称、位置及び管轄区域を次のとおりとすることとした。

県税事務所名	位置	管轄区域
奈良県中南和県税事務所	橿原市	大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡、吉野郡

2 奈良県福祉事務所設置条例の一部改正

奈良県中和福祉事務所の位置を大和高田市から橿原市に変更することとした。

3 奈良県保健所設置条例の一部改正

(1) 保健所の統合

奈良県葛城保健所及び奈良県桜井保健所を統合するため、統合後の保健所の名称、位置及び管轄区域を次のとおりとすることとした。

保健所名	位置	管轄区域
奈良県中和保健所	橿原市	大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇ 橿原公苑使用条例の一部を改正する条例

1 庭球場の使用料の改定

庭球場のコート改修に伴う使用料の改定

2 クラブハウスの使用料の追加

(1) 新たに整備するクラブハウスに係る会議室の使用料の追加

午前九時から正午まで 二、四〇〇円

午後一時から午後五時まで 三、二〇〇円

午後六時から午後九時まで 三、八〇〇円

午前九時から午後五時まで 五、六〇〇円

(2) 現存するクラブハウスの会議室の夜間使用料の追加

午後六時から午後九時まで 一、八〇〇円

(3) 新たに整備するクラブハウスに係る宿泊室の使用料の追加

ア 小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童又は生徒

(ア) 県内 一人一泊につき九八〇円

(イ) 県外 一人一泊につき一、四四〇円

イ その他の者

(ア) 県内 一人一泊につき一、五四〇円

(イ) 県外 一人一泊につき二、二六〇円

(4) 宿泊室を宿泊以外の用途で使用する場合の使用料の追加

ア 午前九時から午後五時まで 一室一時間につき三〇〇円

イ 午前九時以前又は午後五時以後 一室一時間につき五〇〇円

3 施行期日等

(1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。ただし、(2)は、公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県営自転車競技条例の一部を改正する条例

1 競輪の実施に関する事務を委託できる者の名称の変更

競輪の実施に関する事務を委託できる者の名称を次のように改めることとした。

財団法人日本自転車競技会 ↓ 公益財団法人JKA

社団法人全国競輪施行者協議会 ↓ 公益社団法人全国競輪施行者協議会

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例

1 奈良県農業大学校の名称の変更

奈良県農業大学校の名称をなら食と農の魅力創造国際大学校（以下「大学校」という。）に変更することとした。

2 大学校の設置目的の変更等

(1) 大学校は、農業経営者の養成とともに、飲食業への就業意欲の高い者に対し、飲食業経営、調理技術等に関する実践的な能力を修得させることにより、新規の飲食業経営者を養成し、もって地域の振興に寄与することとした。

(2) 大学校に飲食業経営、調理技術等の実践的な能力を修得させるため、実践オーベルジュ棟を桜井市に設置することとした。

3 学科、修業期間等

大学校の学科は、アグリマネジメント学科及びフードクリエイティブ学科とし、修業期間は、原則として二年とすることとした。

4 短期の研修を受けることができる者

短期の研修を受けることができる者に、飲食業を営む者を追加することとした。

5 入学検査料

(1) 大学校の入学を志願する者は、次の入学検査料を県に納付しなければならないこととした。

ア アグリマネジメント学科 二、二〇〇円

イ フードクリエイティブ学科 一七、〇〇〇円

(2) 入学検査料は、入学願書に添えて納付しなければならないこととした。

(3) 知事は、特別な理由があると認めるときは、入学検査料の全部又は一部を免除することができることとした。

(4) 既納の入学検査料は、還付しないこととした。ただし、次のいずれかに該当する者に係る既納の入学検査料については、この限りでないこととした。

ア 出願の受付後に出願の資格のない者であることが判明した者で個別学力

検査が行われなかった者

イ アに掲げる者のほか、知事が必要があると認める者

- (5) (1)のアに該当する者に還付する入学検査料の額は、別途規則で定めるとした。

6 入学料

- (1) 条例の規定により大学校に入学を承認された者は、次の入学料を県に納付しなければならないこととした。

ア アグリマネジメント学科 五、六五〇円

イ フードクリエイティブ学科 二八二、〇〇〇円

- (2) 入学料は、入学手続をする際に納付しなければならないこととした。

- (3) 知事は、特別な理由があると認めるときは、入学料の全部又は一部を免除することができることとした。

- (4) 既納の入学料は、還付しないこととした。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

7 授業料

- (1) 授業料の年額は、次のとおりとする事とした。

ア アグリマネジメント学科 一一八、八〇〇円

イ フードクリエイティブ学科 五三五、八〇〇円

- (2) 授業料は、次の期に分ち、納付することとした。

学科	前期	後期
アグリマネジメント学科	五九、四〇〇円	五九、四〇〇円
フードクリエイティブ学科	二六七、九〇〇円	二六七、九〇〇円

8 使用の承認

- (1) 実践オーベルジュ棟の別表に掲げる施設、設備等を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならないこととした。

- (2) 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないこ

とができることとした。

ア 大学の設置目的に違反するとき。

イ 公益を害するおそれがあるとき。

ウ 実践オーベルジュ棟の施設、設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

オ 実践オーベルジュ棟の管理上支障があるとき。

(3) 知事は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができることとした。

9 使用の承認の取消し等

知事は、次のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができることとした。

ア この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

イ 偽りその他不正の手段によって使用の承認を受けたとき。

ウ 使用の承認の条件に違反したとき。

エ 8の(2)のアからオまでのいずれかに該当することとなったとき。

オ 公益上特に必要があるとき。

10 損害賠償

(1) 実践オーベルジュ棟の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならないこととした。

(2) 知事は、(1)の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができることとした。

11 使用料

(1) 使用の承認を受けた者は、次に定める額の使用料を、規則で定めるところにより、納めなければならないこととした。

ア 施設及びその使用料

施設

使用料

宿 泊 室		実践バンケット					
スイートルーム	ツインルーム	午前（午前九時から正午まで）	午後（午後一時から午後五時まで）	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	夜間（午後六時から午後九時まで）	午後・夜間（午後一時から午後九時まで）	全日（午前九時から午後九時まで）
一室一泊	一室一泊	五、四〇〇円	七、二〇〇円	一二、六〇〇円	七、〇〇〇円	一三、九〇〇円	一八、〇〇〇円
二三、〇〇〇円	五五、〇〇〇円						

イ 設備等及びその使用料

規則で定める設備等について当該規則で定める額

- (2) 知事は、特別の理由があると認めるときは、(1)の使用料の全部又は一部を免除することができることとした。

- (3) 既納の使用料は、還付しないこととした。ただし、知事が特別の理由があ

12 指定管理者の指定等

ると認めるときは、この限りでないこととした。

(1) 実践オーベルジュ棟の管理は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができることとした。

(2) 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）である法人は、主として実践オーベルジュ棟の管理を行う指定管理者になることができないこととした。ただし、知事、副知事並びに地方自治法に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令に規定するもの（県が出資しているものに限る。）については、この限りでないこととした。

(3) (1)による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日までに、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならぬこととした。

ア 実践オーベルジュ棟の管理に関する事業計画書

イ アに掲げるもののほか、規則で定める書類

(4) 知事は、(3)による提出があつたものうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとした。

ア 住民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が大学校の設置目的を達成するために必要と認める基準

13 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて実践オーベルジュ棟の管理を行わなければならないこととした。

14 指定管理者に行わせることができる業務の範囲等

- (1) 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとすることとした。
- ア 8の施設の使用の承認に関する業務
 - イ 9の施設の使用の承認の取消し等に関する業務
 - ウ 実践オーベルジュ棟の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務
 - エ 実践オーベルジュ棟の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - オ 実践オーベルジュ棟の利用の促進に関する業務
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- (2) 知事は、(1)の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする事とした。

15 利用料金

- (1) 12の(1)の実践オーベルジュ棟の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設、設備等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならないこととした。
- (2) 利用料金の額は、11の(1)の表に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする事とした。
- (3) 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする事とした。
- (4) 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる事とした。
- (5) 既納の利用料金は、還付しないこととした。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでないこととした。

16 その他所要の規定の整備を行う事とした。

17 施行期日等

- (1) 2の(2)、8から15まで及び16の一部は平成二十七年四月一日から、1、2の(1)、3、4、7、16の一部及び(2)の一部は平成二十八年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれに定める日から施行

することとした。

ア (3) 公布の日

イ 5、6、16の一部及び(2)の一部 平成二十七年九月一日

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

(3) 12の(1)による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、2の(2)、8から15まで及び16の一部の施行前においても、12の例により行うことができることとした。

◇職員配偶者同行休業に関する条例

1 趣旨

この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 配偶者同行休業の承認

任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる事とした。

3 配偶者同行休業の期間

法の条例で定める期間は、三年を超えない範囲内の期間とする事とした。

4 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由

法の条例で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限ることとした。7のAにおいて「配偶者外国滞在事由」という。）とする事とした。

ア 外国での勤務

イ 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

ウ 学校教育法による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（ア及びイに該当するものを除く。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員

会規則で定めるもの

5 配偶者同行休業の承認の申請

2の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をした職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならないこととした。

6 配偶者同行休業の期間の延長

(1) 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができることとした。

(2) 2は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用することとした。

7 配偶者同行休業の承認の取消事由

法の条例で定める事由は、次に掲げる事由とすることとした。

ア 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

イ 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する規則に規定する職員の出産の場合にとる特別休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例に規定する特別休暇をいう。）をとることとなったこと。

ウ 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による育児休業を承認することとなったこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなったこと。

8 届出

配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならないこととした。

ア 配偶者が死亡した場合

イ 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

ウ 配偶者と生活を共にしなくなった場合

エ 7のアに掲げる事由に該当することとなった場合

オ アからエまでに掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当

することとなった場合

9 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

- (1) 任命権者は、2又は6の(1)の申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができることとした。この場合において、イの任用は、申請期間について一年を超えて行うことができないこととした。

ア 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期为定めた採用

イ 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

- (2) 任命権者は、(1)により任期为定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期为明示しなければならないこととした。
- (3) 任命権者は、(1)により任期为定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期为更新することができることとした。

(4) 任命権者は、(3)により任期为更新する場合には、あらかじめ(3)の職員の同意を得なければならないこととした。

(5) (2)は、(3)により任期为更新する場合について準用することとした。

10 職務復帰後における号給の調整

配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができることとした。

11 退職手当の取扱い

(1) 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとするものとした。

(2) 配偶者同行休業をした期間についての奈良県職員に対する退職手当に関する条例の規定の適用については、「その月数の二分の一に相当する月数（地方公務員法に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事す

ることを要しなかった期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とすることとした。

12 その他

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会議規則で定めることとした。

13 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。

(2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県公契約条例

1 目的

この条例は、公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とすることとした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 公契約 県が発注する建設工事の請負契約、県が業務を委託する契約及び県と地方自治法に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定をいう。

イ 特定公契約 公契約のうち、8から17までの適用を受けるものとして規則で定める種類及び金額のものをいう。

ウ 受注者 県と公契約を締結した者をいう。

エ 特定受注者 県と特定公契約を締結した者をいう。

オ 下請負者等 次に掲げる者をいう。

(ア) 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

(イ) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する

法律の規定により、自己の雇用する労働者を受注者又は(イ)に掲げる者のために公契約に係る業務に従事させる者

カ 特定下請負者等 次に掲げる者をいう。

(イ) 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、特定受注者その他の県以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

(イ) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定により、自己の雇用する労働者を特定受注者又は(イ)に掲げる者のために特定公契約に係る業務に従事させる者

キ 特定労働者 特定公契約に係る業務に従事する労働者のうち、最低賃金法に規定する最低賃金の適用を受ける労働者であつて規則で定めるものをいう。

3 基本理念

公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行に当たっては、適切かつ公正に行われなければならないこととした。

4 県の責務

県は、3に定める基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならないこととした。

5 受注者及び下請負者等の責務

受注者及び下請負者等は、3に定める基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、公契約の適正な履行に努めなければならないこととした。

6 基本方針

県は、次に掲げる基本方針に基づき、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保を図るものとするものとした。

ア 公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社

会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。

イ 公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。

(7) 最低賃金法に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法に規定する最低賃金額（同法の規定の適用を受ける労働者については、同法の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

(4) 健康保険法の規定による被保険者（同法に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

(ウ) 厚生年金保険法の規定による被保険者（同法に規定する七十歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

(エ) 雇用保険法に規定する被保険者について、同法の規定による届出を行うこと。

7 社会的な価値の勘案
(オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による届出を行うこと。

県は、公契約の性質又は目的に応じ、規則で定めるところにより、地方自治法施行令に規定する総合評価一般競争入札その他公契約の相手方の選定において、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案するものとする事とした。

8 特定公契約に係る措置

県は、特定公契約の締結に際して、特定公契約に係る6のイの(7)から(オ)までに掲げる事項を約した者をその相手方とすることとし、当該事項の遵守を確保するため、9から17までに定めるもののほか、特定受注者及び特定下請負者等に対し、公契約の相手方の選定において必要な措置を講ずるものとする事とした。

9 特定公契約履行責任者

(1) 特定受注者は、10から15までの事務を行わせるため、特定公契約履行責任者一人を選任しなければならないこととした。

(2) 特定受注者は、(1)により特定公契約履行責任者を選任したときは、当該特定公契約履行責任者の氏名その他規則で定める事項を知事に報告しなければ

ならないこととした。

10 特定労働者への明示

特定受注者は、締結した契約が特定公契約であることその他規則で定める事項を特定労働者に明らかにしなければならないこととした。

11 特定下請負者等への明示等

(1) 特定受注者は、特定公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、当該業務が特定公契約に係るものであることを明らかにした上で、特定公契約に係る6のイの(イ)から(ウ)までに掲げる事項を約した者を特定下請負者等としなければならないこととした。

(2) 特定受注者は、特定下請負者等が(1)により約した事項を遵守していないと認めるときは、約した事項の遵守を図るため、当該特定下請負者等への指導その他必要な措置をとらなければならないこととした。

(3) (1)及び(2)は、特定下請負者等が特定公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合において準用することとした。

12 賃金支払状況等の報告

特定受注者は、規則で定める時期に、特定労働者に支払った賃金の額、特定労働者に係る6のイの(イ)から(エ)までに掲げる事項、特定公契約に係る事業について6のイの(ウ)に掲げる事項の遵守の状況その他規則で定める事項（以下「賃金支払状況等」という。）を知事に報告しなければならないこととした。この場合において、特定下請負者等の賃金支払状況等を報告しようとするときは、特定受注者は、当該特定下請負者等から賃金支払状況等を報告させ、その報告された結果（当該特定下請負者等から報告がない場合にあつては、その旨その他規則で定める事項）を知事に報告しなければならないこととした。

13 説明等の要求

(1) 知事は、12により報告された特定受注者又は特定下請負者等の賃金支払状況等に疑義が生じたときその他特定受注者又は特定下請負者等の賃金支払状況等を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者に対し、説明又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求めることができることとした。

(2) 特定受注者は、(1)により説明等を求められたときは、知事に説明等を行わなければならないこととした。この場合において、知事への説明等のため特定下請負者等に説明等を求める必要があるときは、当該特定下請負者等から説明等を求め、知事に説明等を行わなければならないこととした。

(3) (2)の後段の場合において、特定受注者が特定下請負者等に対し説明等を求めたにもかかわらず、当該特定下請負者等から説明等がないときは、その旨その他規則で定める事項を知事に報告しなければならないこととした。

14 立入調査

(1) 知事は、特定受注者が13の(2)による知事への説明等若しくは13の(3)による知事への報告を行わないとき又は説明等若しくは報告のあった賃金支払状況等になお疑義があるときは、その職員に、特定受注者若しくは特定下請負者等の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な物件を調査させ、又は質問させることができることとした。

(2) (1)により特定下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、特定受注者は、当該職員に同行するとともに、当該特定下請負者等に対し、必要な指示をし、立入調査に協力させなければならないこととした。

(3) (1)による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定受注者又は特定下請負者等の請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。

15 措置報告

(1) 知事は、13の(2)による説明等若しくは13の(3)による報告又は14の(1)による立入調査により、特定受注者又は特定下請負者等が特定公契約に係る6のイの(ア)から(カ)までに掲げる事項を遵守していないと認めるときは、特定受注者に対し、その内容を通知することとした。

(2) 特定受注者は、(1)による通知が当該特定受注者に係るものであるときは、特定公契約に係る6のイの(ア)から(カ)までに掲げる事項の遵守のために必要な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその結果を知事に報告しなければならないこととした。

(3) 特定受注者は、(1)による通知が特定下請負者等に係るものであるときは、当該特定下請負者等から、特定公契約に係る6のイの(ア)から(カ)までに掲げる

事項の遵守のために講じた措置及びその結果を報告させ、その報告された結果（当該特定下請負者等から報告がない場合にあつては、その旨その他規則で定める事項）を知事に報告しなければならないこととした。

16 過料

特定受注者が次のいずれかに該当するときは、五万円以下の過料に処することとした。

ア 12による知事への報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ 14の(1)による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

ウ 15の(2)による知事への報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は15の(2)により講じた措置が特定公契約に係る6のイの(㉠)から(㉡)までに掲げる事項の遵守のために必要な措置であると認められないとき。

エ 15の(3)による知事への報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

17 公表

知事は、16により過料に処したときは、過料に処した特定受注者の氏名又は名称その他規則で定める事項を公表するものとする事とした。

18 奈良県公契約審議会

(1) 知事の諮問に応じ、この条例の運用方針その他重要事項について調査審議させるため、奈良県公契約審議会（以下「審議会」という。）を置くこととした。

(2) 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

19 奈良県公契約執行適正化委員会

(1) 16に基づく過料の適否その他のこの条例に基づく公契約の適正な履行の確保のための措置について調査審議させるため、奈良県公契約執行適正化委員会（以下「委員会」という。）を置くこととした。

(2) 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

20 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

21 施行期日等

(1) 平成二十七年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。